

城南家保ニュース Vol.28-8

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

メールアドレス jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/kahojounan>



高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間が始まりました！

熊本県では、高病原性鳥インフルエンザの発生する危険性が高い期間である11月1日から翌年4月30日までを「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と定め、本病ウイルスの侵入防止及び発生時のまん延防止対策を強化しています。

近隣諸国においては、継続して家きんでの発生が認められており、台湾では8月17日及び9月28日にH5N2亜型、中国では8月25日及び10月2日にH5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しています。また、6月にロシアとモンゴルの国境付近においてH5亜型、8月に米国アラスカ州においてH5N2亜型のウイルスがそれぞれ野鳥から確認されており、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

家きん飼養農家の方々は野鳥・野生動物の侵入防止対策、人・車両の入場制限や消毒の実施、家きん舎ごとの専用の靴の設置等、飼養衛生管理基準の各項目を再点検していただくとともに、万一発生が疑われる症状を発見した場合には、速やかに家畜保健衛生所に通報していただきますようお願いいたします。



平成28年度熊本県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習開催！

平成28年10月19日、津奈木町B&G体育館にて、平成28年度熊本県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習が開催されました。基調講演では農林水産省消費・安全局動物衛生課の菊池課長補佐から、渡り鳥による鳥インフルエンザ発生リスクについて解説がありました。

講演後は屋外に移動し、発生時に消毒ポイントで実施される組立型車両消毒槽及び動力噴霧機による車両消毒の実演が行われました。

机上演習では、当家保から高病原性鳥インフルエンザの概要、芦北地域の家きん飼養状況及び高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫体制について、県南・芦北振興局農業普及振興課から芦北振興局の防疫体制及び芦北地域の消毒ポイントについて説明がありました。

11月は畜産環境月間です！！

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」施行を機会に、熊本県では11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上

これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

なお、管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です。

- ①堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料（コンクリートやビニールなど）で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
- ②堆肥処理施設等は定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
- ③家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。

畜産環境への苦情の半数は、悪臭発生によるものです。悪臭対策は畜舎からのふん尿の早期搬出や畜舎内外の清掃、圃場での散布後の速やかな耕起を行うなど、家畜の飼養・生産に伴う悪臭を防止、低減させる取組が重要です。畜産業において、家畜排せつ物の適正な管理は義務であり、地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

県では関係団体と連携して熊本県耕畜連携推進協議会を設置し、家畜排せつ物の適切な管理を通じて生産された、良質な堆肥の情報等を提供するなど、環境保全型農業や耕畜連携を推進しています。詳しくは、協議会HP「くまもと堆肥ネット」をご参照ください。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
高病原性 鳥インフルエンザ	中国 甘肅省	10月2日	家きん	H5N6
	中国 湖北省	10月2日	家きん	H5N6
	台湾	9月28日	家きん	H5N2

11月1日現在

編集後記 (S.S)

急に寒くなってまいりました。我が家の薄い掛布団ではすぐに限界がきて、早々に毛布を引っ張り出しました。鳥インフルエンザを警戒する季節ですが、人のインフルエンザにも注意が必要です。皆様も体力を落とさぬよう、温かい布団でお休みください。